

1 市町村民経済計算の概念

1-1 市町村民経済計算とは

市町村民経済計算とは、県内各市町村の一定期間（会計年度）の経済活動を取りまとめたものである。これは、各市町村経済の構造などを計量把握することにより市町村民経済の実態を明らかにするものであり、地域経済分析や諸施策の企画・立案などの基礎資料として利用されている。

推計は、国民経済計算や県民経済計算と共通する 93SNA（System of National Accounts 1993）という国際的な体系に基づいて行われている。

国連は昭和 43（1968）年にこれまで個別に整備されてきた諸勘定が体系的に統合された国際的な標準体系（68SNA）を勧告した。国はこの勧告に基づき昭和 53 年に「国民経済計算」体系へ移行した。国連ではその後の経済状況の変化に対応すること等を目的として、平成 5（1993）年に体系の改訂を行っており（93SNA）、国は平成 12 年 10 月に「国民経済計算」の 93SNA への移行を行った。

山形県の県民経済計算は、平成 6 年度に、それまでの「県民所得」体系から 68SNA の考え方に基づく「県民経済計算」体系へ移行した。その後、平成 14 年度に 93SNA への移行を行った。市町村民経済計算では従来、概念調整方式¹により推計を行ってきたが、県などとの整合性を図るため、平成 9 年度に 68SNA へ移行した。また、平成 14 年度に県民経済計算と同様に 93SNA への移行を行った。

1-2 経済の循環と三面等価

経済活動によって生産された付加価値は、労働者や企業に賃金や利潤として分配され、分配された所得は消費や投資として支出される。

このような経済活動は<生産>→<分配>→<支出>と「循環」しているが、この三つは同じ付加価値を異なる三つの側面から見たもので、本来一致すべきものである。これを「三面等価の原則」という。

なお、市町村民経済計算では、生産面から把握した「市町村内総生産」、分配面から把握した「市町村民所得」を推計の対象としている。

1-3 統計表の基礎概念

（1）市町村内総生産

1 年間に市町村内の生産活動によって新しく生み出された価値（付加価値）の評価額を示したもので、産出額からの中間投入²を除いたものにあたる。産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の経済主体別に構成されている。

① 産業

営利を目的として財貨・サービスを生産する事業所（主に民間の事業所）によって構成される。

1 概念調整方式

SNA 概念への調整方式。旧方式の所得推計から SNA 方式に移行する過程の第 1 段階。

2 中間投入

原材料・光熱水費・間接費など、生産の過程で消費された財貨・サービス。

民間の事業所と類似した生産活動を行う公的企業³などもここに含まれる。

② 政府サービス生産者

通常の産業活動では一般的に供給されないような公共サービスを、無償ないし生産コストを下回る価格で供給する主体で、国出先機関・県・市町村・社会保障基金から構成される。電気・ガス・水道業（公営の下水道・廃棄物処理）、サービス業（国公立学校など）、公務からなる。

③ 対家計民間非営利サービス生産者

営利の目的とせず、家計に対しサービスを提供する団体で、私立学校・私立社会福祉施設・宗教団体などが含まれる。

（２）市町村民所得

生産活動で生み出された付加価値がどのように分配されるか把握したもので、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得（法人企業の分配所得受払後）から構成される。

① 雇用者報酬

雇用者に対する給与や諸手当の支払で、社会保険の雇主負担分や退職一時金も含まれる。

② 財産所得

一般政府・家計・対家計民間非営利団体といった非企業部門において、金融資産、土地などの貸借から発生する所得を計上したものであり、利子、地代、配当などが該当する（企業部門の財産所得については企業所得に含まれる）。

③ 企業所得（法人企業の分配所得受払後）

営業余剰・混合所得（個人企業の営業余剰担当）に企業の財産所得の受払いを加味したもので、企業会計の計上利益（＝営業利益＋営業外収益－営業外費用）に近い概念である。

なお、市町村民経済計算では、資料の制約等から、民間企業の内訳となる民間法人企業所得、個人企業所得を推計していない。

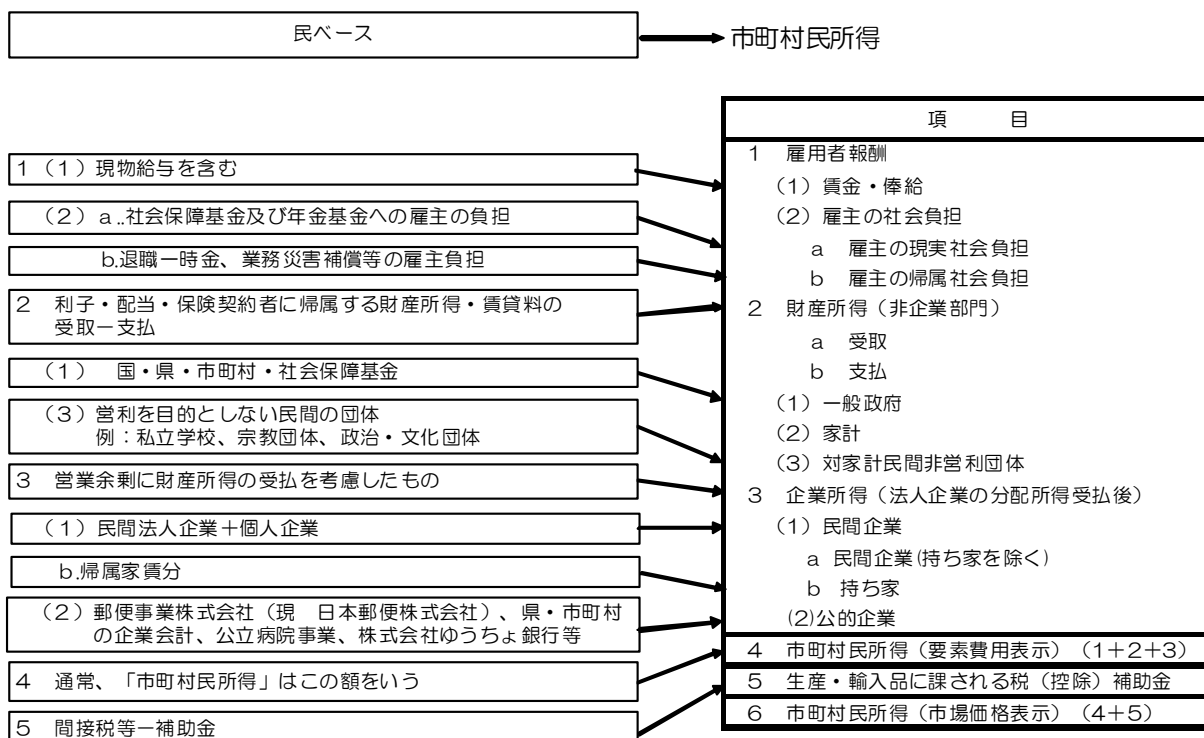
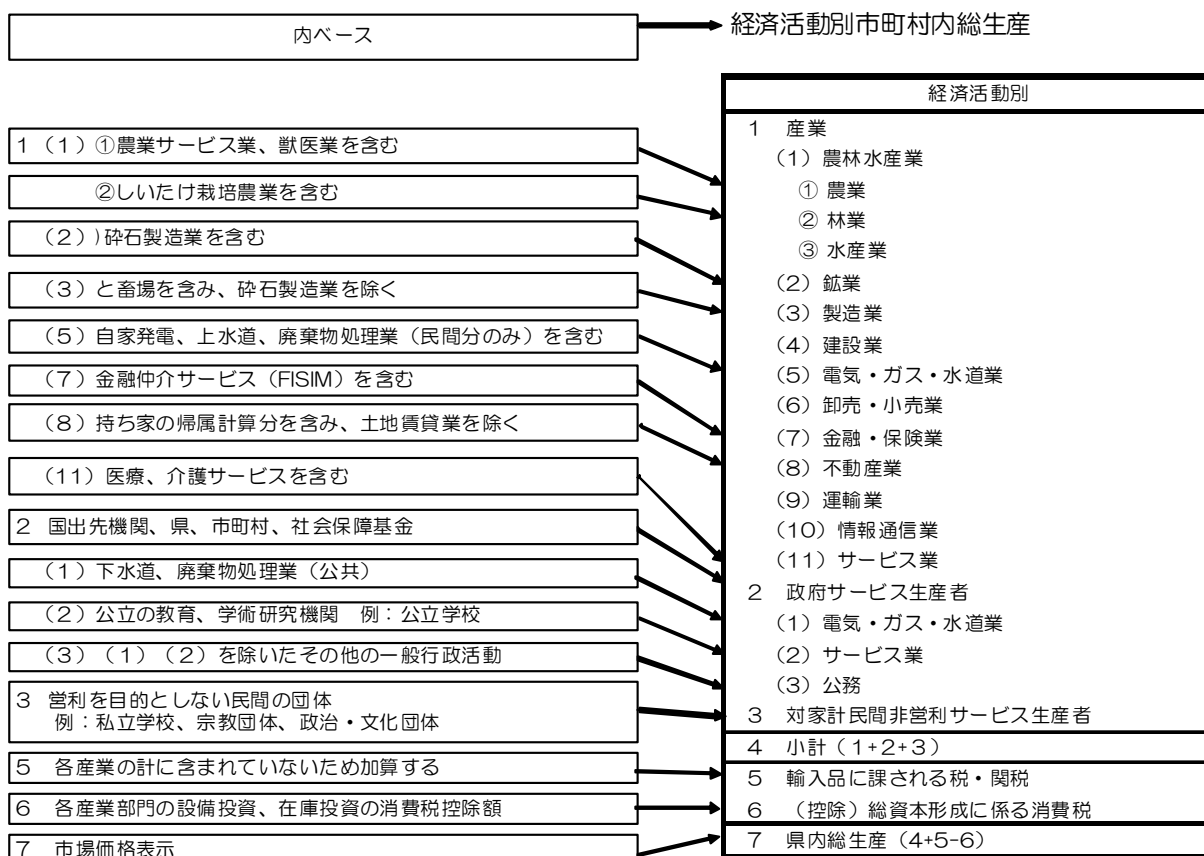
3 公的企業

国有林野事業、食糧管理事業、郵便事業、郵貯・簡保事業、道路公団、県・市町村の企業会計、国公立病院事業。

<市町村民経済計算の構造>



<統計表のポイント>



1-4 用語

(1) 「内」と「民」の違い

市町村民経済統計では、推計方法の違いで「内」ベースと「民」ベースの2つが使われている。

「内」ベースはその生産に携わった人の勤務地に着目（属地主義）してとらえるもので、一方「民」ベースは生産に携わった人の居住地に着目（属人主義）するものである。総生産は「内」ベースで、所得は「民」ベースでとらえている。例えば、A市に居住し、B市で働いている人の場合、その人の生み出した付加価値は、生産系列ではB市の市町村「内」総生産、分配系列ではA市の市町村「民」所得として把握されることになる。

(2) 「総」と「純」の違い

付加価値は、固定資本減耗を含むかどうかで2つの捉え方がある。固定資本減耗とは、機械や設備などの通常の使用による磨耗分（企業会計でいう減価償却費相当）に、通常起こりうる程度の事故などによる滅失分を加えたものである。産出額から中間投入を引いた「総」生産にはこの分も含まれている。一方、「純」生産は、「総」生産から固定資本減耗分を控除した正味の付加価値を表す。

$$\text{「総」生産} - \text{固定資本減耗} = \text{「純」生産}$$

（※なお、純生産は資料の制約等から推計していない。）

(3) 「市場価格表示」と「要素費用表示」の違い

所得の表示には、「市場価格表示」と「要素費用表示」の2つがある。「市場価格表示」とは、市場で取り引きされる価格で評価したもので、「要素費用表示」とは、生産に必要とされる生産要素（労働・土地・資本）に対して支払われる価格（賃金、地代、利子等）で評価したものである。「市場価格表示」は、「要素費用表示」に比べて消費税などの生産・輸入品に課される税⁴分だけ高くなり、また、財貨の価格を下げるために政策的に拠出する補助金⁵分だけ低くなっている。

市町村民経済計算では、市町村内総生産は市場価格表示を、市町村民所得は要素費用表示の数値を使用している。

$$\text{市場価格表示} = \text{要素費用表示} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

(4) 帰属計算

帰属計算はSNA上の特殊な概念である。実際には市場で財やサービスの授受が行われていないにもかかわらず、あたかも行われたようにみなして計算を行うことをいう。「帰属家賃」や、「帰属利子」がこれにあたる。

帰属家賃

持ち家を自分自身に貸していると擬制して市場家賃で評価したもの。居住形態（持ち家、借家、借間）の違いによる総生産額等の差を無くするための概念。生産系列では不動産業の生産額の一部として、分配系列では個人企業所得の持ち家に計上される。

4 生産・輸入品に課される税

産業から一般政府への移転で、市場価格を変化させる。消費税、酒税、固定資産税などいわゆる間接税に相当するものを含む。

5 補助金

一般政府から産業への移転で、市場価格を変化させる。利子補給金、公的企業への経常補助金など。

(5) 一人当たり市町村民所得

生産活動で生み出された付加価値を、労働・土地・資本などの生産要素に分配したものをそれぞれ雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得（法人企業の分配所得受払後）といい、この合計が市町村民所得である。各市町村の所得水準を比較するときに使われる「一人当たり市町村民所得」は、この市町村民所得をその年の10月1日現在の各市町村の総人口で割ったもののことである。

したがって、「一人当たり市町村民所得」は個人の所得（給与）水準を表すものではなく、企業の利潤なども含んだ各市町村経済全体の所得水準を表している。

(6) 一般政府

一般政府とは、国家の治安や秩序の維持、経済、厚生及び社会福祉の増進等のためのサービスを提供する主体をいう。

これには、国の一般会計、非企業特別会計、事業団等、県・市町村の普通会計、公共下水道、財産区、一部事務組合等が該当する。さらに社会保障給付を行うことを目的とする組織で、政府の強い監督や資金援助を得ているものを社会保障基金として一般政府に含める。

具体的には、国の社会保険特別会計（厚生年金保険、国民年金等）や共済組合、健康保険組合、厚生年金基金などがあたる。

なお、一般政府は経済活動別分類では政府サービス生産者に分類される。

(7) 対家計民間非営利団体

他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを利益追求を旨とすることなく、家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体という。

対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金からまかなわれる。

労働組合、政党、宗教団体等のほかに、私立学校の全てがこれに含まれる。

なお、対家計民間非営利団体は経済活動別分類では対家計民間非営利サービス生産者に分類される。

(8) 遡及改訂

市町村民計税計算は県民経済計算などと同様に、新しい年度の推計結果が公表されると、併せて過去の各年度の数値も溯って改訂される。これは、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない中間年度については暫定的に推計した数値を使うために、その後新しい調査結果が公表された時にそのデータを使って過去に溯って数値を修正していることや、推計方法の見直しを行っていることなどが要因となっている。

2 市町村民経済計算の推計方法

市町村民経済計算は、産業や所得の項目ごとに県値（県民経済計算）を各種指標で分割することにより算出している。

なお、県民経済計算は内閣府が示した「県民経済計算標準推計方式」に準拠して算出したものである。

生産系列

項 目			分割指標	基礎資料
農 業			農業産出額(※19年度以降は前年度値を関連データで延長)	山形県農林水産統計年報(東北農政局)
林 業	民営林業	育林業	民有林野面積	林業振興課資料
		特用林産物	特用林産物生産額	
		その他の林業	素材生産量(12年度)	
水産業	海面漁業・海面養殖業・水産加工業		海面漁業生産額	庄内総合支庁水産振興課資料
	内水面漁業		内水面漁業従業者数	国勢調査(総務省)
	内水面養殖業		内水面養殖業経営体数	漁業センサス(農林水産省)
鉱 業			鉱業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
製造業			粗付加価値額	工業統計調査(経済産業省)
建設業	公共工事	国・県分	建設業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
		市町村分	普通建設事業費	県内市町村財政の状況(県市町村課)
	民間工事・修繕工事		家屋新造分決定価格	県市町村課資料
電気・ガス・水道業	電気業	東北電力発電部門	発電電力量	東北電力資料
		東北電力送電・配電部門	営業所管轄地域人口	山形県社会的移動人口調査(県統計企画課)
		民営発電所(東北電力除く)	総生産額	各発電所資料
		公営(企業局)	発電電力量	企業局資料
	ガス業		都市ガス供給区域内世帯数	東北経済産業局資料
	熱供給業		(山形市)	
	水道業		水道事業営業収益	県内市町村財政の状況(県市町村課)
	廃棄物処理業		廃棄物処理業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
卸売・小売業	卸売業	卸売業年間商品販売額	商業統計(経済産業省)	
	小売業	小売業年間商品販売額		
金融・保険業	金融業	金融業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)	
	保険業	保険業従業者数		
不動産業	不動産仲介業・管理業		不動産取引業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
	住宅・不動産賃貸業		固定資産税課税標準額(家屋)	市町村税関係統計表(県市町村課)
運輸・通信業 ※平成17年度～運輸業、情報通信業	運輸業	道路運送業	道路運送業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
		その他の運輸業	運輸業従業者数(道路貨物を除く)	
	通信業	郵便事業	市町村別人口	山形県社会的移動人口調査(県統計企画課)
		※平成17年度～情報通信業	国内電信電話業	
その他の情報通信業		その他の情報通信業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)	

項 目		分割指標	基礎資料
サービス業		サービス業従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
政府サービス生産者	電気・ガス・水道業	下水道事業営業費用額 農業集落排水事業営業費用 清掃費	県内市町村財政の状況(県市町村課)
	サービス業	教育	国公立学校教員数
	公務		公務従業者数
対家計民間非営利サービス生産者		民間非営利団体従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
輸入品に課される税・関税、(控除)総資本形成に係る消費税		上記項目までの小計	

分配系列

項 目		分割指標	基礎資料	
雇 用 者 報 酬	賃金・俸給	給与所得	市町村税関係統計表(県市町村課)	
	雇主の現実社会負担			
	雇主の帰属社会負担			
財 産 所 得	一般政府	受取	生産年齢人口	
		支払	公債費	
	家計	受取利子	雇用者報酬+個人企業所得 (農業所得、営業所得、固定資産 税課税標準額(家屋))	市町村税関係統計表(県市町村課)
		支払利子		
		受取配当		
		保険契約者に帰属する財産所得		
	対家計民間非営 利団体	受取	民間非営利団体従業者数	経済センサス活動調査(総務省)
		支払		
	企 業 所 得	民間企業	民間企業(持ち家を除く)	(県民経済計算の企業所得(持ち家分を除く))×(住宅不動産賃貸業を除く 産業の総生産額の対県割合)-公的企業所得
			持ち家	固定資産課税標準額(家屋)
公的企業		非金融法人 企業	山形県道路公社	(山形市)
			食料安定供給特別会計(麦 勘定・業務勘定)	政府買入米数量(平成21年度まで推計対象)
			郵政事業	市町村別人口
			山形大学医学部附属病院	(山形市)
			県立病院	病院事業損益
			企業局	企業局職員数
			その他(県公社)	(山形市)
			市町村営企業	市町村営企業損益
その他(公的企業)		従業者数		
金融機関		金融機関	日本銀行	(山形市)
			財政投融资特別会計	
			郵貯・簡保	人口
	日本政策金融公庫		事業所所在地人口	

3 経済活動別分類(93SNA)と日本標準産業分類(JSIC)対応表(平成13年度～平成16年度用)

93SNA 分類(～H16年度)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
項目	大分類	中分類及び分類番号
1 産業		
(1) 農林水産業		
a 農業	A 農業、林業 L 学術研究、専門・技術サービス業	01 農業 除く 0113 野菜作農業のうち「きのこ類の栽培」(→林業) 014 園芸サービス業(→サービス業) 74 技術サービス業のうち 741 獣医業
b 林業	A 農業、林業	02 林業 01 農業のうち 0113 野菜作農業のうち「きのこ類の栽培」
c 水産業	B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
(2) 鉱業	C 鉱業、砕石業、砂利採取業 E 製造業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 21 窯業・土石製品製造業のうち 2181 砕石製造業
(3) 製造業		
a 食糧品	E 製造業 R サービス業(他に分類されないもの)	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 95 その他のサービス業のうち 952 と畜場
b 繊維	E 製造業	11 繊維工業 除く 116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業(→その他の製造業)
c パルプ・紙	E 製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
d 科学	E 製造業	16 化学工業
e 石油・石炭製品	E 製造業	17 石油製品・石炭製品製造業
f 窯業・土石製品	E 製造業	21 窯業・土石製品製造業 除く (2181 砕石製造業 (→鉱業))
g 鉄鋼	E 製造業	22 鉄鋼業
h 非鉄金属	E 製造業	23 非鉄金属製造業
i 金属製品	E 製造業	24 金属製品製造業
j 一般機械	E 製造業	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 除く 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業(→精密機械製造業)
k 電気機械	E 製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業
l 輸送用機械	E 製造業	31 輸送用機械器具製造業
m 精密機械	E 製造業	27 業務用機械器具のうち 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 32 その他の製造業のうち 323 時計・同部分品製造業、3297 眼鏡製造業
n その他の製造業	E 製造業 G	11 繊維工業のうち 116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業 除く 323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業(→精密機械器具製造業) 41 映像・音声・文字情報制作業のうち

93SNA 分類(～H16年度)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
		413 新聞業、 414 出版業
(4) 建設業	D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
(5) 電気・ガス・水道業		
a 電気業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
b ガス業・熱供給業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	34 ガス業 35 熱供給業
c 水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	36 水道業のうち 361 上水道業(うち船舶給水業を除く)、362 工業用水道業
d 廃棄物処理業	R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業(うち民営事業所による活動)
(6) 卸売・小売業		
a 卸売業	I 卸売、小売業 R サービス業(他に分類されないもの)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 95 その他のサービス業の959他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
b 小売業	I 卸売、小売業 M 宿泊業、飲食サービス業	56 各種商品卸売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 除く 772配達飲食サービス業のうち「給食」 (→政府サービス生産者のうち「サービス業」 →対家計民間非営利サービス生産者のうち「教育」)
(7) 金融・保険業		
a 金融業	J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等
b 保険業	J 金融業、保険業	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
(8) 不動産業		
a 住宅賃貸業	K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業のうち 692 貸家業、貸間業 分配系列で求められた帰属部分
b その他の不動産業	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業(6912 土地賃貸業、692 貸家業、貸間業を除く 693 駐車場業(→運輸業))
(9) 運輸業・通信業		
a 運輸業	H 運輸業、郵便業 K 不動産業、物品賃貸業 N 生活関連サービス業、娯楽業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 除く 4854 貨物荷扱固定施設業(うち荷役棧橋設備等の港湾関係分)、4855 棧橋泊きよ業、4856 飛行場業(うち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)の管理)、4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業(うち航路標識事務所(灯台)、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動)(→政府サービス生産者(公務)) 69 不動産賃貸業・管理業のうち 693 駐車場業 79 その他の生活関連サービス業のうち 791 旅行業

93SNA 分類(～H16年度)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
b 通信業	G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 Q 複合サービス業	37 通信業 49 郵便業(信書便事業を含む) 86 郵便局
(10) サービス業		
<公共サービス>		
a 教育	O 教育、学習支援業	82 その他の教育・学習支援業のうち 8221 職員教育施設・支援業、8222 職業訓練施設、8299 他に分類されない教育、学習支援業
b 研究	L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関(政府、非営利に含まれるものを除く)
c 医療業	P 医療、福祉	83 医療業(うち介護保険におけるサービス除く)
d 保健衛生	P 医療、福祉	84 保健衛生のうち 842 健康相談施設、8492 検査業(国及び地方公共団体による活動を除く)、8493 消毒業(国及び地方公共団体による活動を除く)、8499 他に分類されない保健衛生(国及び地方公共団体による活動)
e 介護サービス	P 医療、福祉	83 医療業(うち介護保険におけるサービス活動) 85 社会保険・社会福祉・介護事業のうち 854 老人福祉・介護事業、8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業(うち介護保険によって提供されるサービス)
f その他の公共サービス	Q 複合サービス業 R サービス業(他に分類されないもの)	87 協同組合(他に分類されないもの) 93 政治・経済・文化団体のうち 931 経済団体
<対事業所サービス>		
g 広告業	L 学術研究、専門・技術サービス業	73 広告業
h 業務用物品賃貸業	K 不動産業、物品賃貸業	70 物品賃貸業
i 自動車・機械修理	R サービス業(他に分類されないもの)	89 自動車整備業 90 機械等修理業のうち 901 機械修理業(電気機械器具を除く)、902 電気機械器具修理業
j その他の対事業サービス	G 情報通信業 L 学術研究、専門・技術サービス業 R サービス業(他に分類されないもの)	39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業のうち 4122 ラジオ番組制作業、4151 広告制作業、4161 ニュース供給業 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 除く 727 著述・芸術家業(→娯楽業) 74 技術サービス業(他に分類されないもの) 除く 741 獣医学(→農業) 746 写真業(→その他の対個人サービス業) 92 その他の事業サービス業 91 職業紹介・労働者派遣業
<対個人サービス>		
k 娯楽業	G 情報通信業 L 学術研究、専門・技術サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業	41 映像・音声・文字情報制作業のうち 411 映像情報制作・配給業、4169 その他の映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業 72 専門サービス業のうち 727 著述・芸術家業 80 娯楽業 除く 8048 フィットネスクラブ(→その他の対個人サービス業)
l 放送業	G 情報通信業	38 放送業
m 飲食店	M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店
n 旅館	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動)
o 洗濯・理容・浴場業	N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
p その他の対個人サービス業	A 農業、林業 L 学術研究、専門・技術サービス業 O 教育、学習支援業 N 生活関連サービス業、娯楽業	01 農業のうち 014 園芸サービス業 74 技術サービス業のうち 746 写真業 82 その他の教育、学習支援業のうち 823 学習塾、824 教養・技能教授業 80 娯楽業のうち 8048 フィットネスクラブ

93SNA 分類(～H16年度)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
	R サービス業(他に分類されないもの)	79 その他の生活関連サービス業 除く 791 旅行業(→運輸業) 90 機械等修理業のうち 903 表具業、909 その他の修理業
q 分類不明産業 <教育>		SNA国内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門に属し、かつ、前記のいずれの産業部門に属さないもの。
2 政府サービス生産者		
(1)電気・ガス・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 R サービス業(他に分類されないもの)	36 水道業のうち 363 下水道業 88 廃棄物処理業(うち国・地方公共団体による活動)
(2)サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業 O 教育、学習支援業 L 学術研究、専門・技術サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業のうち 772 配達飲食サービス業(うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動) 81 学校教育(うち国及び地方公共団体が設置する学校施設) 82 その他の教育、学習支援業のうち 821 社会教育、822 職業・教育支援施設(うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設、職員・職業訓練施設の活動(訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動も含む)) 71 学術・開発研究機関(うち国、地方公共団体及び一部の特殊法人等が行う活動)
(3)公務	F 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸業、郵便業 P 医療、福祉 S 公務(他に分類されるものを除く)	36 水道業のうち 361 上水道業(うち船舶給水業) 48 運輸に附帯するサービス業のうち 4854 貨物荷扱固定施設業(うち荷役棧橋設備等の港湾関係分)、 4855 棧橋泊きよ業、4856 飛行場業(うち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)の管理)、4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業(うち航路標識事務所(灯台)、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動) 84 保健衛生(うち国及び地方公共団体による活動) 85 社会保険・社会福祉・介護事業(うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体(国公立)・労働者健康福祉機構・(旧)日本郵政公社簡易保険事業本部による活動) 97 国家公務(準公務に格付けされる各部門を除く) 98 地方公務(準公務に格付けされる各部門を除く)
3 対家計民間非営利サービス生産者		
(1)教育	M 宿泊業、飲食サービス業 O 教育、学習支援業 L 学術研究、専門・技術サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業のうち 772 配達飲食サービス業(うち給食(政府サービス生産者分を除く)) 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業のうち 821 社会教育(うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動、民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動) 71 学術・開発研究機関(うち私立学校及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う活動)
(2)その他	P 医療、福祉 R サービス業(他に分類されないもの)	85 社会保険・社会福祉・介護事業(うち政府サービス生産者、介護保険によるサービス以外の活動) 93 政治・経済・文化団体 除く 931 経済団体(→その他の公共サービス) 94 宗教 95 その他のサービス業のうち951 集会場

3 経済活動別分類(93SNA)と日本標準産業分類(JSIC)対応表(平成17年度以降用)

93SNA 分類(H17年度～)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
項目	大分類	中分類及び分類番号
1 産業		
(1) 農林水産業		
a 農業	A 農業、林業 L 学術研究、専門・技術サービス業	01 農業 除く 0113 野菜作農業のうち「きこの類の栽培」(→林業) 014 園芸サービス業(→サービス業) 74 技術サービス業のうち 741 獣医業
b 林業	A 農業、林業	02 林業 01 農業の0113野菜作農業(きこの類の栽培を含む)のうち「きこの類の栽培」
c 水産業	B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
(2) 鉱業	C 鉱業、砕石業、砂利採取業 E 製造業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 21 窯業・土石製品製造業のうち 2181 砕石製造業
(3) 製造業		
a 食糧品	E 製造業 R サービス業(他に分類されないもの)	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 95 その他のサービス業のうち 952 と畜場
b 繊維	E 製造業	11 繊維工業 除く 116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業(→その他の製造業)
c パルプ・紙	E 製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
d 科学	E 製造業	16 化学工業
e 石油・石炭製品	E 製造業	17 石油製品・石炭製品製造業
f 窯業・土石製品	E 製造業	21 窯業・土石製品製造業 除く (2181 砕石製造業 (→鉱業))
g 鉄鋼	E 製造業	22 鉄鋼業
h 非鉄金属	E 製造業	23 非鉄金属製造業
i 金属製品	E 製造業	24 金属製品製造業
j 一般機械	E 製造業	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 除く 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業(→精密機械製造業)
k 電気機械	E 製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業
l 輸送用機械	E 製造業	31 輸送用機械器具製造業
m 精密機械	E 製造業	27 業務用機械器具のうち 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業
n その他の製造業	E 製造業	32 その他の製造業のうち 323 時計・同部分品製造業、3297 眼鏡製造業 11 繊維工業のうち 116外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業 除く 323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業(→精密機械器具製造業)

93SNA 分類(H17年度～)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
(4) 建設業	D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
(5) 電気・ガス・水道業		
a 電気業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
b ガス業・熱供給業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	34 ガス業 35 熱供給業
c 水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	36 水道業のうち 361 上水道業(うち船舶給水業を除く)、362 工業用水道業
d 廃棄物処理業	R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業(うち民営事業所による活動)
(6) 卸売・小売業		
a 卸売業	I 卸売、小売業 R サービス業(他に分類されないもの)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 95 その他のサービス業の959他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
b 小売業	I 卸売、小売業 M 宿泊業、飲食サービス業	56 各種商品卸売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 除く 772配達飲食サービス業のうち「給食」 (→政府サービス生産者のうち「サービス業」 →対家計民間非営利サービス生産者のうち「教育」)
(7) 金融・保険業		
a 金融業	J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等
b 保険業	J 金融業、保険業	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
(8) 不動産業		
a 住宅賃貸業	K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業のうち 692 貸家業、貸間業分配系列で求められた帰属部分
b その他の不動産業	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業(6912 土地賃貸業、692 貸家業、貸間業を除く(693 駐車場業→運輸業))
(9) 運輸業	H 運輸業、郵便業 K 不動産業、物品賃貸業 N 生活関連サービス業、娯楽業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 除く 4854 貨物荷扱固定施設業(うち荷役棧橋設備等の港湾関係分)、4855 棧橋泊きよ業、4856 飛行場業(うち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)の管理)、4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業(うち航路標識事務所(灯台)、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動)(→政府サービス生産者(公務)) 69 不動産賃貸業・管理業のうち 693 駐車場業 79 その他の生活関連サービス業のうち 791 旅行業

93SNA 分類(H17年度～)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
(10)情報通信業		
a 通信業	G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 Q 複合サービス業	37 通信業 40 インターネット付随サービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 86 郵便局
b 放送業	G 情報通信業	38 放送業
c 情報サービス、映像・文字情報制作業	G 情報通信業 L 学術研究、専門・技術サービス業	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 72 専門サービス業のうち 7291 興信所
(11)サービス業		
<公共サービス>		
a 教育	O 教育、学習支援業	82 その他の教育・学習支援業のうち 8221 職員教育施設・支援業、8222 職業訓練施設、8299 他に分類されない教育、学習支援業
b 研究	L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関(政府、非営利に含まれるものを除く)
c 医療業	P 医療、福祉	83 医療業(うち介護保険におけるサービス除く)
d 保健衛生	P 医療、福祉	84 保健衛生のうち 842 健康相談施設、8492 検査業(国及び地方公共団体による活動を除く)、8493 消毒業(国及び地方公共団体による活動を除く)、8499 他に分類されない保健衛生(国及び地方公共団体による活動を除く) 85 社会保険・社会福祉・介護事業のうち 853 児童福祉事業 854 老人福祉・介護事業 855 障害者福祉事業 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業(会社・個人による経営のもの)
e 介護サービス	P 医療、福祉	83 医療業(うち介護保険におけるサービス活動) 85 社会保険・社会福祉・介護事業のうち 854 老人福祉・介護事業、8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業(うち介護保険によって提供されるサービス)
f その他の公共サービス	Q 複合サービス業 R サービス業(他に分類されないもの)	87 協同組合(他に分類されないもの) 93 政治・経済・文化団体のうち 931 経済団体
<対事業所サービス>		
g 広告業	L 学術研究、専門・技術サービス業	73 広告業
h 業務用物品賃貸業	K 不動産業、物品賃貸業	70 物品賃貸業
i 自動車・機械修理	R サービス業(他に分類されないもの)	89 自動車整備業 90 機械等修理業のうち 901 機械修理業(電気機械器具を除く)、902 電気機械器具修理業
j その他の対事業サービス	G 情報通信業 L 学術研究、専門・技術サービス業 R サービス業(他に分類されないもの)	41 映像・音声・文字情報制作業のうち 4122 ラジオ番組制作業、4151 広告制作業 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 除く 727 著述・芸術家業(→娯楽業) 74 技術サービス業(他に分類されないもの) 除く 741 獣医業(→農業) 746 写真業(→その他の対個人サービス業) 92 その他の事業サービス業 91 職業紹介・労働者派遣業
<対個人サービス>		
k 娯楽業	L 学術研究、専門・技術サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業	72 専門サービス業のうち 727 著述・芸術家業 80 娯楽業 除く 8048 フィットネスクラブ(→その他の対個人サービス業)
l 飲食店	M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店
m 旅館その他の宿泊所	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動)
n 洗濯・理容・美容・浴場業	N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
o その他の対個人サービス業	A 農業、林業	01 農業のうち 014 園芸サービス業

93SNA 分類(H17年度～)		日本標準産業分類(平成19年11月第12回改定による)
	L 学術研究、専門・技術サービス業 O 教育、学習支援業 N 生活関連サービス業、娯楽業 R サービス業(他に分類されないもの)	74 技術サービス業のうち 746 写真業 82 その他の教育、学習支援業のうち 823 学習塾、824 教養・技能教授業 80 娯楽業のうち 8048 フィットネスクラブ 79 その他の生活関連サービス業 除く 791 旅行業(→運輸業) 90 機械等修理業のうち 903 表具業、909 その他の修理業
p 分類不明産業 <教育>		SNA国内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門に属し、かつ、前記のいずれの産業部門に属さないもの。
2 政府サービス生産者		
(1)電気・ガス・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 R サービス業(他に分類されないもの)	36 水道業のうち 363 下水道業 88 廃棄物処理業(うち国・地方公共団体による活動)
(2)サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業 O 教育、学習支援業 L 学術研究、専門・技術サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業のうち 772 配達飲食サービス業(うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく国立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動) 81 学校教育(うち国及び地方公共団体が設置する学校施設) 82 その他の教育、学習支援業のうち 821 社会教育、822 職業・教育支援施設(うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設、職員・職業訓練施設の活動(訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動も含む)) 71 学術・開発研究機関(うち国、地方公共団体及び一部の特殊法人等が行う活動)
(3)公務	F 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸業、郵便業 P 医療、福祉 S 公務(他に分類されるものを除く)	36 水道業のうち 361 上水道業(うち船舶給水業) 48 運輸に付随するサービス業のうち 4854 貨物荷扱固定施設業(うち荷役棧橋設備等の港湾関係分)、 4855 棧橋泊きよ業、4856 飛行場業(うち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)の管理)、4899 他に分類されない運輸に付随するサービス業(うち航路標識事務所(灯台)、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動) 84 保健衛生(うち国及び地方公共団体による活動) 85 社会保険・社会福祉・介護事業(うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体(国公立)・労働者健康福祉機構・(旧)日本郵政公社簡易保険事業本部による活動) 97 国家公務(準公務に格付けされる各部門を除く) 98 地方公務(準公務に格付けされる各部門を除く)
3 対家計民間非営利サービス生産者		
(1)教育	M 宿泊業、飲食サービス業 O 教育、学習支援業 L 学術研究、専門・技術サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業のうち 772 配達飲食サービス業(うち給食(政府サービス生産者分を除く)) 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業のうち 821 社会教育(うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動、民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動) 71 学術・開発研究機関(うち私立学校及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う活動)
(2)その他	P 医療、福祉 R サービス業(他に分類されないもの)	85 社会保険・社会福祉・介護事業(うち政府サービス生産者、介護保険によるサービス以外の活動) 93 政治・経済・文化団体 除く 931 経済団体(→その他の公共サービス) 94 宗教 95 その他のサービス業のうち951 集会場